

商品関連市場デリバティブ取引説明書
(大阪取引所)

2026 月 4 月



金融商品取引業者 登録番号:近畿財務局長(金商)第304号

本説明書は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、大阪取引所において行われる商品関連市場デリバティブ取引について説明します。

目 次

商品関連市場デリバティブ取引のリスク等重要事項について	2
手数料などの諸費用について	3
商品先物取引のリスクについて	3
商品先物取引の仕組みについて	4
◎取引の方法	
1. 対象商品について	4
2. 取引の期限について	4
3. 日中取引終了後の取引について	5
4. 祝日等における取引について	6
5. ストラテジー取引について	6
6. 制限値幅について	6
7. 取引の一時中断について	6
8. 取引規制について	6
9. 決済の方法について	7
◎証拠金	
1. 取引証拠金について	8
2. 代用有価証券等のお預入れについて.....	9
3. 証拠金の差し入れまたは預託について	9
4. 証拠金不足について	9
5. 証拠金不足額について	10
6. 証拠金の預託の方法について	11
7. 証拠金の返還の時期および方法について	11
8. 計算上の利益の払い出しについて	12
9. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について	12
◎先物取引及びその委託に関する主要な用語	13
◎当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決	15

大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

商品関連市場デリバティブ取引は、取引対象である上場商品の価格の変動により損失が生ずることがあります。商品関連市場デリバティブ取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る可能性のある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

商品関連市場デリバティブ取引のリスク等重要事項について

この書面には、金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引として行われる商品先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買方の場合には転売、売方の場合には買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- 受渡決済型商品先物取引は、貴金属やゴム、農産物等（金融商品取引法施行令第1条の17の2の規定に基づき金融庁長官が指定する商品）を対象商品としたものであり、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、その建玉は現物商品の現渡し・現引きによって決済が行われます。
- 現金決済型商品先物取引は、金や白金、CME Group Petroleum Index（以下「CME 原油等指数」という。）及び上海天然ゴムを対象商品・指数としており、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、契約時の約定値段と最終清算数値（金融商品取引所が定める特別な数値。以下同じ。）の差額を受払いすることで、差金決済が行われます。
- 限日商品先物取引は、金と白金を対象商品としており、同一取引日中に反対売買によって決済されなかった場合には、その建玉は自動的に持ち越されます。
※金及び白金の限日商品先物取引は、2026年12月22日を取引最終日として休止。
- 商品先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・ 商品先物取引を行うにあたっては、別紙「手数料一覧表」及び当社ホームページに記載の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。
- ・ 建玉を当社の口座で管理する場合には、口座管理料を頂戴しません。

商品先物取引のリスクについて

商品先物の価格は、対象商品の価格の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、商品先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、商品先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- ・ 商品先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・ 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

商品先物取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 商品先物取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

商品先物取引の仕組みについて

商品先物取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

◎ 取引の方法

1. 取引対象について

取引対象は、貴金属（金、銀、白金等）、ゴム（RSS、TSR）、農産物（とうもろこし等）、CME原油等指数といった金融商品取引所が業務規程等に定めた商品・指数となります。

2. 取引の期限について

「相場ライフ」、「Net Trade Pro」においては下記とは異なる所定の期限がありますのでご注意ください。詳しくは、「相場ライフ」は別紙「お取引のガイド」、

「Net Trade Pro」においては別紙「取扱銘柄・取引証拠金・手数料等一覧」を参照して下さい。

a 金標準、銀、白金標準及びパラジウム先物取引

2月、4月、6月、8月、10月、12月の最終営業日（ただし、12月は28日（休業日又は12月の最終営業日に当たるときは、順次繰り上げます。）とします。）を受渡決済期日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。

各限月取引は、受渡決済期日から起算して4営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

b 金ミニ及び白金ミニ先物取引

2月、4月、6月、8月、10月、12月の取引最終日の翌々営業日を最終決済日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、標準取引の取引最終日の前営業日を取引最終日とし、その翌々営業日から新しい限月取引が開始されます。

c ポケットゴールド100及びポケットプラチナ100

12月の取引最終日の翌々営業日を最終決済日とする取引となります。

各限月取引は、標準取引の取引最終日の前営業日を取引最終日とし、その翌々営業日から新しい限月取引が開始されます。

d 金及び白金限日先物取引

取引日の立会時間において成立し、又は取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する取引に区分して行います。

e ゴム（RSS）先物取引

毎月の最終営業日（ただし、12月は28日（休業日又は12月の最終営業日に当たるときは、順次繰り上げます。）とします。）を受渡決済期日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、受渡決済期日から起算して5営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

f ゴム（TSR）先物取引

毎月の船積完了日から起算して9営業日後を受渡決済期日とする取引に区分して行います。ただし、当限月の第10営業日から当限月の翌月の15日までに受渡品の船積を完了させるものとします。

各限月取引は、当限月の前月最終営業日を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

g ゴム（上海天然ゴム）先物取引

1月、5月、9月の15日を取引最終日（ただし、当該日が上海先物取引に上場している天然ゴム先物）の受渡値段が算出されない日に当たるときは、順次繰り下げます。また、15日（又は繰り下げた日）が休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）とする取引に区分して行います。

各限月取引は、取引最終日の翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

h とうもろこし先物取引

1月、3月、5月、7月、9月、11月の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日を受渡決済期日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、当限月の前月の15日を取引最終日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

i 一般大豆先物取引

2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）の3営業日後の日から当限月の最終営業日（ただし、12月にあっては、最終営業日から起算して4営業日前の日）までのうち、渡方が指定した営業日を受渡決済期間とする取引に区分して行います。

各限月取引は、当限月の15日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

j 小豆先物取引

毎月の最終営業日の前日（ただし、12月は24日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。））を受渡決済期日とする取引に区分して行います。各限月取引は、受渡決済期日から起算して3営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

k CME原油等指数先物取引

毎月の取引最終日の翌々営業日を最終決済日とする取引に区分して行います。各限月取引は、当限月の第一営業日（米国における当該日がCME原油等指数が算出されない日に当たる場合は、順次繰り下げます。）を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

3. 日中取引終了後の取引について

商品先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

4. 祝日等における取引について

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、商品先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。

実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が同取引所が定める「祝日取引実施日」と異なる場合があります。当社の祝日取引の実施の有無についての詳細は当社ウェブページにてご確認ください。

5. ストラテジー取引について

商品先物取引では、金融商品取引所が定める範囲内で、複数の商品先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

6. 制限値幅について

商品先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

7. 取引の一時中断について

商品先物取引では、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、一部の取引を除き、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

8. 取引規制について

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 商品先物取引の制限又は禁止
- g. 建玉制限

9 決済の方法について

a. 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

商品先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

（注）ただし、金融商品取引業者に申告を行うことによって、転売又は買戻しによらずに建玉を決済させることができます。

b. 現物商品の現渡し・現引きによる決済

受渡決済型商品先物取引について、取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、現物商品の現渡し・現引きによって決済が行われます。ただし、2023年10月1日の適格請求書等保存方式（所謂「インボイス制度」）の導入に伴い、現物商品の現渡しができるのは適格請求書を発行できる適格請求書発行事業者に限られますので、適格請求書発行事業者ではない投資者が売建玉を保有する場合は、買戻しにより決済しなければなりません。

※ 適格請求書とは仕入税額控除を受けるために必要な事項を記載した請求書のことをいいます。

適格請求書を発行するためには、予め税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要がありますが、登録を受けるためには課税事業者であることが条件になっています。

「Net Trade Pro」においては受渡による決済は行っておりません。

「相場ライフ」においては受渡ができる銘柄が限られておりますので別紙「お取引のガイド」を参照して下さい。

c. 最終清算数値による決済（最終決済）

現金決済型商品先物取引について、取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定値段と最終清算数値との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

◎ 証拠金

1. 取引証拠金について

- ・ 商品先物取引を行うにあたっては、別紙「取引証拠金一覧表」及び当社ホームページに記載の証拠金（後述する現金不足額を除き、有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、先物取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて VaR 方式により計算されますので、商品先物取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※VaR方式とは、Value at Risk方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」と言います。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてVaR方式を用いて計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で決定することとされております。

①VaR 方式に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式

②片建枚数（同一商品内の売枚数合計と買枚数合計の大きい方の枚数）の1単位当たりの証拠金額（但し株式会社日本証券クリアリング機構が公表する証拠金パラメータ内で、商品内スプレッドの割増額が1単位当たりの証拠金額を超える場合には、商品内スプレッドの割増額を採用する）を計算した片建証拠金方式

③株式会社日本証券クリアリング機構が公表する、商品毎に過去の変動率から個別の証拠金を計算した PSR 方式（預託の時期は事前預託）

当社では上記の三通りの方式を「委託者証拠金」として定めておりますが、対面によるお取引については片建証拠金方式を標準とさせていただきます。VaR方式に基づく証拠金計算方式及びPSR方式につきましてはお客様のお申し出により対応可能といたします。また「Net Trade Pro」は①、「相場ライフ」は③を採用しております。

なお、「取引証拠金維持額」等は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は一定の金額ではありません。

取引受渡証拠金

取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。

＊取引受渡証拠金の算出方法及び算出期間は、対象とする商品によって異なります。

2. 代用有価証券等のお預入れについて

- ・取引証拠金に代用有価証券を充てる場合は株式会社日本証券クリアリング機構が定めるもののうち、当社が了承した場合に限ります。（「Net Trade Pro」においては原則として代用有価証券の証拠金への充用はできません。）
- ・代用有価証券の充用価格算定基準は毎営業日の大引値を基準に算定します。日々の充用有価証券価格については株式会社日本証券クリアリング機構のホームページ（<https://www.jpx.co.jp/jsccl/>）をご覧ください。
- ・当社で証拠金としてお預かりする場合は倉荷証券を除き原則「証券保管振替制度」をご利用頂くこととなります。
- ・代用有価証券の取引証拠金としての代用についてはだいたいこう証券ビジネスへの振替が完了した後からとなります。倉荷証券については、当社に到着した後からとなります。

3. 証拠金の差し入れまたは預託について

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券等による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

4. 証拠金の不足について

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券等による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 証拠金所要額

先物取引口座で取引を行っている先物取引について、次の①に②を加えて得た額となります。

＊先物取引とは、商品先物取引をいいます。

① 想定損失相当額

想定損失相当額は、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額です。

② 取引受渡証拠金

取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。

＊取引受渡証拠金の算出方法及び算出期間は、対象とする商品によって異なります。

b 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額＋代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目の合計）±顧客の現金授受予定額

＊顧客の現金授受（受領又は支払）予定額

：計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額

＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値と前取引日の清算数値との差額に基づき算出されます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各金融商品取引業者が定めます。また、金融商品取引業者から証拠金の差し入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差し入れ又は預託を行わなければ、金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売又は買戻しを行い決済することができます。

さらに、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託（直接預託）されるか、顧客の同意があればその全部又は一部が金融商品取引業者の保有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託（差換預託）されることとなります。その際、清算機関への預託の方法（直接預託か差換預託か）により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

5. 証拠金不足額について

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

証拠金の不足額 = 「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（代用）をすることができます。（代用有価証券の種類およびその代用価格については、弊社担当者までお問い合わせ下さい。）

代用有価証券を差し入れている場合には、証拠金の不足額は前述の「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

なお、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金等で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

証拠金不足は、たとえば次のような場合に発生します。

新規注文により建玉を行った場合には、保有する建玉の状況が変化することになるので、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金」が増額して、証拠金不足が生じることがあります。

また、商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「委託者証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日15時15分までに当社に着金が確認できるように不足額をご入金ください。（「Net Trade Pro」は翌営業日11時00分まで）

不足額が期限までに預託されない場合は、不足の発生した日の翌営業日夜間取引開始以降全ての建玉を処分できるものとさせていただきます。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、不足の発生した日の翌営業日15時15分までに保有する建玉を全て決済し、売買差損金や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

6. 証拠金の預託の方法について

当社指定の口座にお振込みください。詳細につきましては、弊社担当者までお問い合わせ下さい。

7. 証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）について

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」を差し引いた金額となります。

$\text{預り証拠金余剰額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金}$

※PSR証拠金用の特約を締結する場合は、上記計算式より値洗損益金通算額（益の場合）を差し引くものとします。

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の外務員に出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座に振り込みます。

「相場ライフ」の出金については別紙「お取引のガイド」を参照して下さい。

「Net Trade Pro」の出金については「Net Trade Pro」照合システムTraderWebより行って下さい。

8. 計算上の利益の払出しについて

計算上の利益の払い出しは当社では行っておりません。

9. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1)、(2)いずれも行われない場合

顧客の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

◎先物取引及びその委託に関する主要な用語

- ・証拠金（しょうこきん）

先物取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。

- ・建玉（たてぎょく）

先物取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

- ・買戻し

売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。

- ・転売

買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。

- ・限月（げんげつ）

取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

- ・ロールオーバー

限日現金決済先物取引の建玉について、その建玉が存在する取引日において転売又は買戻しが行われないときは、当該取引日を限日とする建玉が当該取引日の翌取引日の夜間立会に係る売買注文の受付開始時の直前に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日については当該取引日の直後の取引日とします。）を有する建玉が新たに発生することをいいます。

商品先物取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における商品先物取引については、以下によります。

- ・国内の取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ
- ・商品先物取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理
- ・上記のほか、取引の媒介、取次ぎ又は代理

金融商品取引契約に関する租税の概要

<商品先物取引に関する租税の概要>

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・商品先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 商品先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

<当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等>

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において商品先物取引を行われる場合は、以下によります。

・ お取引にあたっては、あらかじめ「先物・オプション取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、先物取引口座を開設していただく必要があります。先物取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。「Net Trade Pro」、「相場ライフ」等のWEBでの口座開設については必要事項を登録、確認の上、約諾書に同意いただき先物取引口座を開設していただく必要があります。

・ 先物取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。

・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。「Net Trade Pro」、「相場ライフ」の注文については当社が提供するシステム注文画面に上記事項に注意し正確に入力して下さい。

・ 「Net Trade Pro」の注文はオートネットティングを採用しているため、発注時に新規・仕切りの別がございません

・ 注文をしたときは、発注時又は所定の日時まで、成立する取引又は成立した取引について新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。この指示がないときは、新規の売付け又は新規の買付けとします。「Net Trade Pro」、「相場ライフ」の注文については当社が提供するシステム注文画面に上記事項に注意し正確に入力して下さい。

・ 注文された商品先物取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。

・ また、商品先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、お客様と当社との債権、債務の残高をご確認いただくため、「残高報告書」が交付されます。

この「取引報告書」、「残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。

万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

当社の概要

商号等	岡安商事株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第304号
本店所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番8号
電話番号	06-6222-0001（代）
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	20億円（令和4年11月30日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和27年10月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間（平日午前9：00～17：30）土日祝日は対応しておりません。

・岡安商事株式会社本社（管理部）

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番8号

Tel: 0120-34-6492 Fax: 06-6203-7700

・岡安商事株式会社東京本部統括店（管理部）

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番1号

Tel: 0120-73-1198 Fax: 03-5641-3910

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）